

弁護士労働相談

- ◎解雇、賃金不払い、長時間労働、セクハラ、パワハラ、損害賠償など労働問題に関する高度な法律問題について、労働法に詳しい弁護士が相談に応じます。
- ◎事前に予約申込が必要です。※職員が相談をお受けした後に、予約を受け付けます。
- ◎同じ内容でのご相談は1回のみとなります。
- ◎弁護士を紹介する場ではありません。

■会場・日程

2024年4月～2025年3月

会場	4月	5月	6月	7月	8月	9月
平塚	10 (水)	-	12 (水)	10 (水)	14 (水)	-
小田原	-	8 (水)	-	-	-	11 (水)

会場	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平塚	9 (水)	13 (水)	11 (水)	-	12 (水)	12 (水)
小田原	-	-	-	8 (水)	-	-

■時間

午後1時30分～午後4時30分 (全4コマ)

- ① 13:30～14:10、② 14:15～14:55、③ 15:00～15:40、④ 15:45～16:25

■会場

平塚 県平塚合同庁舎別館 かながわ労働センター湘南支所
(平塚市西八幡1-3-1)

小田原 県小田原合同庁舎1階 県民の声・相談室
(小田原市荻窪350-1)



【相談方法】 弁護士による面談、秘密厳守

【必要資料】 ①トラブルの概要、②労働契約書などの写し、③給料明細書、
④相手方からの通知書 など
(資料は、なくても相談いただけます)

予約申込 神奈川県かながわ労働センター湘南支所 <電話0463-22-2711 (代)>

※職員による労働相談は、土、日、祝・休日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除き、毎日(8:30～12:00、13:00～17:15)お受けしています。